〇国土交通省告示第七百五十八号

確 か 建 建 築 築 め るこ 物 基 準 \mathcal{O} と 張 法 が n 施 で 間 行 き 方 令 る 向 昭 構 又 造 和 は 計 桁 + 算 行 方 五 \mathcal{O} 基 向 年 潍 \mathcal{O} 政 令 を 規 定 模 第 8 又 る は 百 件 構 造 +平 八 に 号) 成 基 づ 第 + < 七 保 八 年 + 有 玉 水 土 平 条 交 第 耐 通 力 省 計 項 告 第 算 示 لح 第 号 同 百 等 1 八 以 \mathcal{O} + 上 規 12 定 九 号) 安 に 全 基 \mathcal{O} 性 づ を き

令和三年六月三十日

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

をこ

れ

12

順

次

対

応

す

る

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

対 傍 規 象 線 定 規 を \mathcal{O} 定 付 傍 کے 線 た を 規 付 7 移 定 L た 動 以 部 下 分 改 \mathcal{O} 正 対 ょ 後 う 象 欄 規 12 定 改 に 掲 \emptyset と げ る 改 1 う。 対 正 象 前 規 欄 定 は、 及 で てド 改 改 改 正 正 正 前 前 後 欄 欄 欄 にこ に に 掲 対 げ れ 応 に る L 対 対 7 応 象 掲 す げ 規 る 定 る を そ ŧ 改 \mathcal{O} \mathcal{O} を 正 標 掲 後 記 げ 欄 部 7 分 に 1 掲 に な げ 重 る 1

ŧ

 \mathcal{O}

は

れ

を

加

え

る。

次の各 と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は	と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各
いう。)第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平	いう。) 第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算 いう。) 第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と
改正前	改正後

ては、次のイ及びロに該当するものであること。
適合する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)にあっ下のものに限る。)が令第三章第一節から第七節の二までの規定に下のものに限る。)が令第三章第一節から第七節の二までの規定に)第二十条第一項第二号に掲げる建築物(高さが三十一メートル以) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。

号に定める基準とする。

構造耐力上安全であることが確かめられたもの 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、

もの水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有ローイの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向

- 前号イ及びロに定める基準に該当するもの

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、① 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十条第一項第二号に定める基準とする。と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各いう。)第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と

は、次のイ及びロに該当するもの令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあって号に掲げる建築物(高さが三十一メートル以下のものに限る。)が

(新設)

造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたも

- 向以外の方向について、 (i) ①の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方 令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算に 次の()及び()に該当するもの
- よって構造耐力上安全であることが確かめられたもの 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規
- 号第一号ロの規定を満たす場合にあっては、次のイ又はロのいずれ 行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三 節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁 が九メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七 地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ 定を満たすもの

かに該当するものであること。

第一号イ及びロに定める基準に該当するもの 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたも 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる 省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす方向について、 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通

向 以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの ①の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方

よって構造耐力上安全であることが確かめられたもの 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロ2の規 令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算に

ン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリ ト組積造を除く。)又は鉄骨鉄筋コンクリー 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造 定を満たすもの ト造の建築物が令第 (壁式ラー

兀

(新設)

(新設)

のイ又はロのいずれかに該当するものであること。省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあっては、次の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの

1 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通

られたもの保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめ、保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた方、10の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方

ずれかに該当するものであること。七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ又はロのい出、法第二十条第一項第三号に掲げる建築物が令第三章第一節から第

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの

次の(1)及び(2)に該当するもの

もの | もの | もの | もの | 本の | は一次 | であることが確かめられたる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた、 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによ | 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について

られと500 保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめ向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する図 (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方図 (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方図 (1)の規定により構造耐力

節から第七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ又建築基準法第二十条第一項第三号に掲げる建築物が令第三章第一

イが号イ及び口に定は口に該当するもの

- 前号イ及びロに定める基準に該当するもの

かの①及び②に該当するもの

られたものであること。保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめ向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する(1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方

(2)

附

則